

# 栄養表示の対象事業者について

平成26年5月29日 消費者庁食品表示企画課

## 第2回栄養表示に関する調査会における整理(対象事業者)

#### 【基本方針】

- ・原則として、全ての食品関連事業者(一般消費者向けの加工食品を扱う事業者)を栄養 成分表示の義務の対象とする。
- ・ただし、家族経営のような零細事業者について過度の負担を軽減するため、一定規模 以下の事業者について表示義務を免除する規定を設ける。

#### 【検討課題】

- ・表示義務を免除する従業員数に関する検討
- ・従業員数以外の指標(販売量など)を考慮する必要性の検討

## 栄養表示の対象事業者について(1/5)

#### 【背景】

・諸外国において、事業者規模により義務表示を免除している例は少ない。 免除規定のある国の例は、以下のとおり。

#### 《米国》

- ・従業員数、販売量及び売上高による規定がある。
- ①従業員数が正社員100人未満であり、かつ米国での<u>販売量</u>が10万単位未満/年 又は
- ②総<u>売上高</u>が50万ドル以下/年、若しくは食品の<u>売上高</u>が5万ドル以下/年であり、かつ 消費者に直売する者
  - ※①の場合、事前申請が必要
- <米国食品医薬品局ヒアリング結果> 上記規定の数値については、連邦議会によって決定されたため、根拠は不明。

#### 《香港》

・販売量による規定がある。

包装食品の販売量が3万単位(ユニット)以下/年

※事前申請が必要

<香港食品安全センターヒアリング結果>

販売量について、香港は1、2、3、5、7万単位で検討した。7万単位以下/年の食品を表示義務免除とすると輸入した少量食品の90%が対象となってしまうことから、3万単位が適切と判断した。

## 栄養表示の対象事業者について(2/5)

#### 【背景(つづき)】

・我が国の消費税法第9条第1項では、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、小規模事業者として消費税を納める義務が免除されている。

(参考:消費税法第9条第1項)事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

・全事業者数に占める免税事業者数の割合は、次のとおり。

(単位:者、社)

全事業者数の状況			割合	
課税 事業者数	個人	1,433,507	16.7%	
	法人	2,059,819	24.0%	
免税	個人	4,250,893	49.5%	50.204
事業者数 (推計)	法人	836,913	9.8%	<u>59.3%</u>
合計数		8,581,132	100%	

- (備考) 1. 免税事業者数については、平成22年度国勢調査(総務省)及び国税庁特別集計(平成21年)により推計。
  - 2. 免税法人数(約84万社)は全法人数(約290万社)の3割程度。
- (注) 平成23年度における事業者免税点制度の見直しについては考慮していない。

出典:平成23年度 第24回 税制調査会(12月7日)参考資料(消費税について)より抜粋

## 栄養表示の対象事業者について(3/5)

### 【考え方(案)】

事業者規模を区分する指標として、①従業員数、②売上高、③販売量が考えられる。 この①~③を考慮すると、次のとおりとなる。

### ①従業員数(正社員及び正社員に準じた労働形態である従業員の数)

中小企業基本法における小規模企業者の定義である「20人以下」を基準にした場合、表示義務が免除される事業者の割合は相当数となり、栄養成分表示が消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資するものとはならなくなる。

また、中小企業実態基本調査によると、6~20人の事業者において、営業利益が赤字となることはほとんどないが、5人以下の事業者は赤字を計上する年度がある。

したがって、従業員数が5人以下の事業者を免除とすることが適当である。

単位:千円

		法人企業				
		計	5人以下	6~20人	21~50人	51人以上
全業種	(社)	1,637,123	1,074,170	370,835	115,316	76,802
	(%)		65.6	22.7	7.0	4.7
	(累積%)		65.6	88.3	95.3	100.0
製造業	(社)	257,267	134,194	72,762	27,787	22,523
	(%)		52.2	28.3	10.8	8.8
	(累積%)		52.2	80.4	91.2	100.0
卸売業 (	(社)	176,650	118,280	38,191	11,977	8,201
	(%)		67.0	21.6	6.8	4.6
	(累積%)		67.0	88.6	95.4	100.0
小売業	(社)	263,925	187,223	52,432	15,914	8,356
	(%)		70.9	19.9	6.0	3.2
	(累積%)		70.9	90.8	96.8	100.0

出典:中小企業実態基本調査結果(平成24年確報)より消費者庁が算出 (食品関連事業者に限定したものではない。)

事業者1社あたりの営業利益(従業員数6~20人)

于不日·12072707日不刊並(此不兵效) 2077/				
年	全業種	製造業	卸売業	小売業
H19	4,717	5,663	10,458	1,183
H20	2,946	2,699	12,832	815
H21	875	-3,395	4,809	873
H22	2,356	67	6,186	849
H23	3,413	2,914	7,889	1,390

#### 事業者1社あたりの営業利益(従業員数5人以下)

3 514 H - 12 65 1 C 7 1 C 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
年	全業種	製造業	卸売業	小売業
H19	623	-7	1,161	-803
H20	581	-846	430	-723
H21	-591	-2,763	-1,086	-1,150
H22	-53	-1,018	-30	-1,077
H23	559	-129	1,620	-822

出典:中小企業実態基本調査結果より消費者庁が算出 (食品関連事業者に限定したものではない。また、個々の事業者 の営業利益から平均化したものではない。)

## 栄養表示の対象事業者について(4/5)

### 【考え方(案)(つづき)】

#### ②売上高

一定規模以下の小規模事業者は、消費税を納める義務が免除されていることを踏まえ、 消費税法第9条に規定する事業者にあっては、栄養成分表示についても義務を免除とす ることが適当である。

#### ③販売量

食品は多種多様であり、一定の販売量を規定して表示義務を免除とするのは困難である。

以上のことより、従業員数が5人以下(以下Aとする)、及び、消費税法第9条に該当する事業者(以下Bとする)について検討する必要がある。なお、AとBを表示義務免除の条件と考えるに当たっては、以下の事例を考慮する必要がある。

- (1)免除規定を「AかつB」とした場合
  - (例)従業員3名、年間売上高900万円の事業者ア (「AかつB」を満たす) 従業員6名、年間売上高900万円の事業者イ (「AかつB」を満たさない)
    - ⇒ 1人あたりの売上高は事業者ア>事業者イであるが、事業者アは表示義務免除 となり、事業者イは免除とならない。
- (2)免除規定を「A又はB」とした場合
  - (例)従業員3名、年間売上高が10億円の事業者ウ (「A又はB」を満たす) 従業員6名、年間売上高1,100万円の事業者エ (「A又はB」を満たさない)
    - ⇒ 1人あたりの売上高は事業者ウ>事業者エであるが、事業者ウは表示義務免除 となり、事業者エは免除とならない。

## 栄養表示の対象事業者について(5/5)

#### 【考え方(案)(つづき)】

したがって、「AかつB」、「A又はB」を表示義務免除の規定とすることは困難である。消費税の納付免除の事業者の従業員数が6人以上ということは想定されにくいことから、Bを免除とする。

#### 【新基準(案)】

消費税法第9条(小規模事業者に係る納税義務の免除)に該当する事業者については、 栄養成分表示の表示義務を免除する。